

# 志佐川内水面振興協議会規約

## (名称)

第1条 この会は、志佐川内水面振興協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、志佐川流域における漁場利用関係を適切にし、水産動物資源の保護培養を図ることを目的とする。

## (組織)

第3条 協議会は次の委員で組織する。

- (1) 松浦市長
- (2) 松浦市議会議長
- (3) 上志佐体験型振興会長
- (4) 水利組合代表1名
- (5) 採捕関係者6名以内
- (6) 本協議会が特に定めたもの

2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。

3 協議会に顧問を置くことができる。

## (役員)

第4条 協議会に、会長1名、副会長1名、監事2名を置く。

2 会長には松浦市長が就任し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

4 監事は、協議会の会計監査を行う。

## (漁場監視員)

第5条 協議会に漁場監視員6名以内を置く。

2 漁場監視員は、協議会の指示により業務を遂行しなければならない。

## (庶務及び所在地)

第6条 協議会の庶務は、松浦市役所において処理する。協議会の所在地は松浦市志佐町里免365番地とする。

(事業)

第7条 協議会は次の事業を行う。

- (1) 水産動物の繁殖保護に関する事
- (2) 漁場利用に関する事
- (3) 漁場に関する監視指導に関する事
- (4) 長崎県内水面漁場管理委員会との連携、協議運営に関する事

(会議)

第8条 協議会の会議は、年1回開催し、必要な場合は臨時に開催する。

(経費)

第9条 協議会に必要な経費は、別に定める協力金のほか、助成金、寄付金により充てる。

(会計)

第10条 協議会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成22年3月1日から施行する。